

ID: 820

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 (経費の賦課) 第36条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日